

公益社団法人 船橋青色申告会
入会金及び会費規程一部変更(案)新旧対照表

現行	変更案
<p>(会費の納付)</p> <p>第4条 正会員は、第2条1項に定める会費の額を、本会が指定する口座振替の方法により、次のいずれかの方法で納付しなければならない。</p> <p>①4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、一括して納付する方法</p> <p>②4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、上期(4月から9月)、下期(10月から翌年3月)の2分割し、6ヶ月分ずつ納付する方法</p> <p>ただし、第2条に定める正会員が、事業年度の途中で入会した場合は、前項に定める入会申込書を提出した月に該当する各期の会費の額を納付する。</p> <p>2 会員は、前項のいずれかの方法で会費の額を納付するか選択し、その方法を会長に予め届出なければならない。ただし、会員に前項本文に定める方法により難しい事由がある場合は、次のいずれかの方法により納付することができる。</p> <p>①本会の指定する銀行口座へ振込む方法</p> <p>②本会役員による集金の方法</p> <p>③本会に持参する方法</p> <p>3 準会員は、次の方法で納付しなければならない。</p> <p>①4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、現金で一括納付する。</p> <p>②団体加入の場合は、年会費(4月から翌年3月)を一括納付する。</p>	<p>(会費の納付)</p> <p>第4条 正会員は、第2条1項に定める会費の額を、本会が指定する口座振替の方法により、4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、一括して納付しなければならない。</p> <p>ただし、第2条に定める正会員が、事業年度の途中で入会した場合でも、4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を一括して納付する。</p> <p>ただし、第2条に定める正会員が、事業年度の途中で他の地域の青色申告会から異動し、既に異動前の青色申告会で6ヶ月分の会費(4月から9月、10月から翌年3月のいずれか)を納入した場合は、6ヶ月分の会費の額を納付する。</p> <p>2 会員は、前項のいずれかの方法で会費の額を納付するか選択し、その方法を会長に予め届出なければならない。ただし、会員に前項本文に定める方法により難しい事由がある場合は、次のいずれかの方法により納付することができる。</p> <p>①本会の指定する銀行口座へ振込む方法</p> <p>②郵便払込票等による方法</p> <p>③本会に持参する方法</p> <p>3 準会員は、次の方法で納付しなければならない。</p> <p>①4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、現金で一括納付する。</p> <p>②団体加入の場合は、年会費(4月から翌年3月)を一括納付する。</p>